議 第 50 号 令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例(平成12年条例第24号)の一部 を次のように改正する。

第2条第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別表第1中74の項を77の項とし、62の項から73の項までを3項ずつ繰り下げ、同表61の項事務の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する特例」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表64の項とし、同表60の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表63の項とし、同表59の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項

名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表62の項とし、同表58の項金額の欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表61の項とし、同表中57の項を60の項とし、同表56の項金額の欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表59の項とし、同表中55の項を58の項とし、36の項から54の項までを3項ずつ繰り下げ、35の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

3 8	法第58条第2項の規	高度地区にお	160,000円
	定に基づく建築物の高	ける建築物の	
	さの許可の申請に対す	高さの許可申	
	る審査	請手数料	

別表第1中34の項を36の項とし、31の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、同表30の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表32の項とし、同表中29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、同表26の項事務の欄中「第53条第5項」の次に「(第4号に係る部分を除く。)」を加え、同項を同表27の項とし、同項の次に次のように加える。

2 8	法第53条第5項(第	建築物のエネ	160,000円
	4号に係る部分に限	ルギー消費性	
	る。) の規定に基づく建	能の向上のた	
	築物の建蔽率に関する	め必要な外壁	
	特例の許可の申請に対	に関する工事	
	する審査	等を行う建築	
		物の建蔽率の	
		特例許可申請	
		手数料	

別表第1中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、同表23の項の次 に次のように加える。

2 4	法第52条第6項第3	建築物の容積	27,000円
	号の規定に基づく建築	率の特例認定	
	物の容積率に関する特	申請手数料	
	例の認定の申請に対す		
	る審査		

別表第3の1の項事務の欄中「宅地造成等規制法(以下この表において「法」という。)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この表において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の許可申請手数料」に改め、同表2の項事務の欄中「第12条第1項の規定に基づく宅地造成」を「第16条第1項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事計画変更許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改め、同欄第2号中「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改める。

別表第8の1の項金額の欄第1号中「36,000円」を「次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 誘導性能基準により評価する方法 36,000円
- イ 誘導仕様基準により評価する方法 19,000円

別表第8の1の項金額の欄第2号アを次のように改める。

- ア 住宅部分(人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において 同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (ア) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
    - a 申請住戸数が1戸のもの 36,000円
    - b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 72,000円
    - c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 100,000円
    - d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 141,000円
    - e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 202,000円
    - f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 288,000円

- g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 391,000円
- h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 513,000円
- i 申請住戸数が301戸以上のもの 603,000円
- (イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
  - a 申請住戸数が1戸のもの 19,000円
  - b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 35,000円
  - c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 50,000円
  - d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 72,000円
  - e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 108,000円
  - f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 163,000円
  - g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 232,000円
  - h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 299,000円
  - i 申請住戸数が301戸以上のもの 340,000円

別表第8の1の項金額の欄第3号及び同表2の項金額の欄第3号を削り、同表備考中第5項を第6項とし、同表備考第4項中「(建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第3項を削り、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規 定する基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第10の4の項金額の欄第1号ア(ア)中「又は共同住宅等の住戸」を削り、同号 イを次のように改める。

- イ 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写し が添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は (イ)に定める額
  - (ア) 誘導性能基準により評価する方法 次の a 又は b に掲げる審査の対象と

なる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額

- a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、 それぞれ(a)又は(b)に定める額
  - (a) 200平方メートル未満 31,000円
  - (b) 200平方メートル以上 34,000円
- b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分 に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
  - (a) 300平方メートル未満 61,000円
  - (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000 円
  - (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000 円
  - (d) 5,000平方メートル以上 249,000円
- (イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次のa 又はb に掲げる審査の対象と なる住宅の区分に応じ、それぞれa 又はb に定める額
  - a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、 それぞれ(a)又は(b)に定める額
    - (a) 200平方メートル未満 16,000円
    - (b) 200平方メートル以上 17,000円
  - b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分 に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
    - (a) 300平方メートル未満 29,000円
    - (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 51,000 円
    - (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000 円
    - (d) 5,000平方メートル以上 138,000円

別表第10の6の項金額の欄第1号ア中「(共同住宅等の住戸に係る額を除く。)」を 削り、同表備考第3項中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、 同表備考第23項中「同省令」を「同令」に改め、同項を同表備考第24項とし、同 表備考中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第18項中「同省令第12条第2項」を「同令第14条第2項」に、「イ(イ)」を「イ(ア) b」に改め、同項を同表備考第19項とし、同表備考中第17項を第18項とし、同表備考第16項中「(建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び第19項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第17項とし、同表備考中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を削り、同表備考第11項中「モデル住宅法」の次に「及びフロア入力法」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同表備考第7項の次に次の2項を加える。

- 8 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条 第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 9 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の改正規定 令和5年4月1日
  - (2) 第2条第3号の改正規定及び別表第3の改正規定 令和5年5月26日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第 1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制 に関する許可の申請に係る手数料については、この条例による改正後の別表第3の 規定にかかわらず、同項の経過措置期間中は、なお従前の例による。

## (提出理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正等に伴い、新たな手数料の追加等のため、所要の改正を行う必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。